

地方公営企業等金融機構法施行令について

1 背景

地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法において政令事項とされているもののうち、地方公営企業等金融機構の設立・業務の運営に当たって制定が必要な規定を定めるとともに、機構の設立に伴い改正を必要とする関係政令について所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

【第 1 条関係】

- ・ 法第 28 条第 2 項で定める公営企業のほか、機構が貸付対象とする公営企業を定めるもの。

【第 2 条～第 16 条関係】

- ・ 機構が発行する機構債券に関して、その発行に関する手続等の細目として、下記の事項を定めるもの。
 - －機構債券の種別
 - －機構債券の発行方法
 - －募集機構債券に関する事項の決定
 - －募集機構債券の申込み
 - －機構債券原簿
 - －機構債券の債券の発行
 - －国外機構債券の発行の特例 等

3 施行日

原則として公布日施行（平成 19 年 12 月 21 日）

地方公営企業等金融機構の貸付対象事業

公営企業金融公庫

水道事業

工業用水道事業

交通事業

電気事業

ガス事業

港湾整備事業

病院事業

介護サービス事業

市場事業

と畜場事業

観光施設事業

有料道路事業 → 対象外

駐車場事業

宅地造成事業 → 対象外

公共下水道事業及び流域下水道事業

市街地再開発事業 → 対象外

公営住宅事業

産業廃棄物処理事業

地方公営企業等金融機構

水道事業（法定 5 事業）

工業用水道事業

交通事業（法定 5 事業）

電気事業

ガス事業

港湾整備事業

病院事業（法定 5 事業）

介護サービス事業

市場事業

と畜場事業

観光施設事業

駐車場事業

下水道事業（法定 5 事業）

公営住宅事業（法定 5 事業）

産業廃棄物処理事業

発起人会と設立準備室の設置について

- 地方六団体は、機構設立に向けて、平成 19 年 11 月 7 日に、地方六団体の長から構成される発起人会を設置（発起人を補佐し、機構設立の準備を進めるため、3名の設立委員を任命）。
- 同日、地方六団体は、発起人及び発起人会の指揮、監督のもと、発起人会の業務など機構設立に向けた事務を行うため、設立準備室を設置。

(参考) 地方公営企業等金融機構 発起人(会) 名簿

全国知事会 会長
麻 生 渡 (福岡県知事) (代 表)

全国都道府県議会議長会 会長
家 元 丈 夫 (京都府議会議長)

全国市長会 会長
佐 竹 敬 久 (秋田市長) (代表代理)

全国市議会議長会 会長
藤 田 博 之 (広島市議会議長)

全国町村会 会長
山 本 文 男 (福岡県添田町長) (代表代理)

全国町村議会議長会 会長
原 伸 一 (福岡県赤村議会議長)

(参考) 地方公営企業等金融機構 設立委員 名簿

全国知事会
伊 藤 祐一郎 (鹿児島県知事)

全国市長会
岡 村 幸四郎 (埼玉県川口市長)

全国町村会
近 藤 徳 光 (愛知県幸田町長)